登米市消費生活通信

２０２５年度　第１４号（６月）

個人情報を聞き出す不審な電話に注意！

国の行政機関や電話会社、警察などをかたる、自動音声ガイダンスやＳＭＳを使った不審な電話に関する相談が寄せられています。

【事例①】「２時間後にこの電話が使えなくなる。オペレーターと話す方は１番を押すように」という自動音声の電話がかかってきた。１番を押し、男性のオペレーターとつながった。内容を確認してもらうために住所、氏名、生年月日を伝え、その後相手に電話番号や会社名を尋ねたが、一方的に電話を切られた。

【事例②】「＋８」で始まり末尾「０１１０」の番号から電話があり、出てみると警察を名乗り「逮捕状が出ている。今すぐお金を振り込んで」と言われた。私の氏名と住所を言っていたが、怪しいと思い電話を切った。

イラスト：消費者庁

◆　アドバイス　◆

◆行政機関や電話会社から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやＳＭＳを使って連絡することは絶対にありません。すぐに電話を切りましょう。
◆警察からと思われる電話であっても、いったん電話を切り警察署等の連絡先を自分で調べたうえで相談してください。知らない番号からの電話は慎重に対応しましょう。

多重債務者等無料法律相談会のご案内

登米市では、多重債務問題の解決に向けて、毎月第４金曜日に迫町佐沼のとめ市民活動プラザにおいて、弁護士や司法書士による多重債務者等無料法律相談会を行っています。事前予約が必要となりますので、窓口までご連絡ください。（４月・５月は終了）

★相談時間　１３：００～１５：５０　１件３０分　毎回５名まで予約受付★

日　程	担当者	日　程	担当者
６月２７日（金）	及川弁護士	１１月２８日（金）	柳渕司法書士
７月２５日（金）	柳渕司法書士	**※　１２月１９日（金）**	開発弁護士
８月２２日（金）	開発弁護士	令和８年１月２３日（金）	開発司法書士
９月２６日（金）	佐竹司法書士	２月２７日（金）	及川弁護士
１０月２４日（金）	及川弁護士	３月２７日（金）	佐竹司法書士

※　１２月は第３金曜日に行います。
※　担当者は変更する場合があります。最新情報については「広報とめ」でご確認ください。

借金問題は必ず解決します！　一人で悩まずぜひご相談ください！

返金詐欺に注意！「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って！

〇〇ペイ等のコード決済サービスを悪用して金銭をだまし取る手口に関する相談が寄せられています。

【事例①】ネット検索で見つけたサイトで洋服を注文し、電子マネーで支払った。後日「在庫がないので返金処理をする」と連絡があり返金手続きのためにＬＩＮＥアカウントを友だち登録し、相手の指示に従ったところ、約１０万円を送金していた。

【事例②】スマホで見つけたバイク用品の通販サイトで商品を注文した。注文完了メールが届き、外国人名義の銀行口座に前払いした。数日後「欠品のため交換か返金を選ぶように」とメールが届いたので返金を選択すると、「〇〇ペイで返金する」と言われたので、返金手続きのためにＬＩＮＥアカウントを友だち登録。その後ＬＩＮＥアカウントから電話があり指示に従っていたところ、他人の電子マネーにチャージしたことになっていた。

【問題点】

※返金してほしいという消費者の心理に付け込んで、さらにお金をだまし取っている。
※コード決済アプリの利用方法について、消費者と相手方で知識の差がある。
※消費者自身が操作しているため、コード決済事業者の補償を受けることは難しい。

◆ アドバイス ◆

◆ **「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください。**ネット通販の商品代金を銀行振り込みや電子マネーで支払っているにもかかわらず、支払いに用いていないコード決済アプリで返金を行うのは極めて不自然です。

◆ 高級ブランド品や、中古スポーツ用品といった一般的に消費者が購買意欲をかき立てられるような商品を販売するサイトに特に注意が必要です。通販サイトを利用する際は、販売業者の所在地や連絡先、販売責任者名など販売業者の情報をしっかり確認しましょう。**商品価格が通常より安い、支払方法が銀行振り込みや電子マネーに限定されている、個人名の銀行口座に振り込みを求める、返品返金ルールが記載されていない**等のサイトは詐欺サイトの恐れがあります。

出典：国民生活センター　　イラスト：消費者庁

「お得にお試しだけ」のつもりが「定期購入」に!?

イラスト:国民生活センター

注文直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したら、いつのまにかコース内容が変わっていた！？

通信販売で「いつでも解約可能」などと表示された広告を見て、１回だけ商品を購入して、２回目以降を解約しようとしたところ、販売業者から、「購入回数の条件が無い定期コースを申込んだ後に、『特別割引クーポン』を使用したことで、〇回の購入が条件の定期コースに切り替わっているので、１回目のみの購入では解約できない」と言われ、申込み時に想定していた金額以上の支払いが必要になったという相談が寄せられています。

【事例】スマートフォンで、「定期縛りなし」「初回約２０００円」という美容液の定期コースの広告を見て、販売サイトで注文した。初回の商品が届き、販売業者に電話で定期コースを解約したいと伝えたところ、「４回の購入が条件の定期購入コースの契約になっている」と説明された。広告には「定期縛りなし」と記載されていたと伝えたが、「特別割引クーポンを『利用する』のボタンを押してコースを変更しているため、４回約４万円分の商品を購入する必要がある」と説明された。納得できないと何度も伝えたが、「４回購入しないと解約できない」としか言われない。注文完了直後に割引クーポンが表示され、利用した記憶はあるが、コースが変更されるとは思っていなかった。

【問題点】消費者は、販売サイトで「いつでも解約可能」「定期縛り無し」「1 回だけのお試しＯＫ」などの表示を見て、“購入回数の条件がない定期購入”を申込みますが、注文完了直後に「特別割引クーポン」の利用を勧められ、利用すると**“複数回の購入が条件の定期購入”に変更されていた**ケースがあります。「最終確認画面」にコースが変更される旨が表示されていても、文字が小さかったり、多数回スクロールしないと確認できなかったりと消費者が認識しづらい状況です。

◆ アドバイス ◆

注文完了直後に「特別割引クーポン」の利用を勧められても、利用する前に「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。インターネットで注文する際は、以下の「最終確認画面」のチェックリストで必ず確認しましょう。注文直後に表示される「特別割引クーポン」を利用したり、おまとめコースにコースを変更する場合も、以下のチェックリストを参考に、「最終確認画面」を必ず確認しましょう。

イラスト：消費者庁

注文する前の「最終確認画面」のチェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか？
- （定期購入が条件になっている場合、）継続期間や購入回数が決められていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」（返品特約）、解約条件を確認しましたか？
- 利用規約の内容を確認しましたか？
- 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？

出典：国民生活センター

電気・ガスの契約内容をよく確認しましょう!!

平成２８年に電力の小売全面自由化が、平成２９年にはガスの小売全面自由化が行われ、その後、電気は９年、ガスは８年が経過しました。国民生活センターや消費生活相談窓口などには消費者から相談が引き続き寄せられています。そこで電気やガスの新規契約や契約先の変更を検討される際に気を付けるポイントをお知らせします。

切替え検討時や、勧誘を受けた際に気を付けるポイント

① 事業者名や契約内容はよく確認しましょう！

電気・ガスの**契約の際は、契約先や契約内容が希望したものになっているか、よく確認**しましょう。また、「電気代・ガス代が安くなる」などと勧誘される場合があります。勧誘を受けた場合は**事業者名や連絡先などをよく確認**し、説明内容に不明な点がある時は**その場で契約せず、疑問点を解消の上で契約**してください。

② 契約時の書面はしっかり確認・保管しましょう！

電気・ガスの小売事業者や代理店等は、契約の際に料金等の供給条件を説明しなければならず（説明義務）、また、契約内容を記載した書面を交付しなければなりません（書面交付義務）。**契約を結ぼうとする際には、事業者がちゃんと説明をしているか、必要な書面をちゃんと交付しているかを確認**して、不明な点があれば問い合わせましょう。 また、電気・ガスの切替えを行う等の際、現在契約している小売事業者を忘れている場合があります。**契約時の書面には、契約している事業者名が記載されていますので、大切に保管**し、いつでも確認できるようにしてください。

③ 検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう！

氏名（契約名義）、住所だけでなく**顧客番号、供給地点特定番号など検針票の記載情報は重要な個人情報**です。これらの情報によって電力会社・ガス会社は契約を行っていますので、電話勧誘や訪問販売で**情報を聞かれてもすぐ教えないように気を付けて**ください。電気の検針システムが変わり、「電気料金が安くなる」などと勧誘されるケースもありますが、スマートメーターを設置したからといって、それだけで電気やガスの料金が安くなるわけではありません。また、スマートメーターの設置作業には検針票に記載された情報は必要ありません。設置を理由に情報を聞き出す事例が多いので注意してください。

◆「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意！◆

分電盤の点検商法に関する相談が昨年度から急増しています。分電盤は、内部に屋内配線の安全確保等のためのブレーカー等が内蔵されており、一般的に玄関や洗面所等に設置されています。業者が電話等で突然分電盤やブレーカーの点検を持ち掛けて訪問し、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと不安をあおりその場で分電盤の交換を迫る手口がみられます。中には電話口で電力会社やその委託会社と名乗り、信用させる例もみられます。

【注】**分電盤の点検は４年に１回の法定点検で無料です。**調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行います。点検を受ける場合は事前に法定点検に関する周知の有無を確認し、相手の所属や点検の目的・根拠を示してもらいましょう。法定点検では、点検後に調査員が工事の契約を持ち掛けることはありません。

出典：国民生活センター

イラスト：消費者庁

登米市消費生活相談窓口

☎０２２０－５８－２１１７（直通）

出前講座のお問合せはこちらまで！

【相談時間：月～金（祝祭日・年末年始を除く）9:00～12:00・13:00～16:00】

登米市南方町新高石浦130番地（登米市役所南方庁舎　市民生活課内）